

西日本スキー指導員会 会則

(名 称)

第1条 本会は、西日本スキー指導員会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、SAJ 西日本ブロック協議会並びにブロック内各県スキー連盟と密接に連携し、スノースポーツの普及発展及び指導者の資質の向上をはかることを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、会長の指定するところに置く。

(会 員)

第4条 本会の会員は、西日本ブロック内の SAJ 公認スキー指導員・準指導員 及び SAJ 公認スノーボード指導員・準指導員をもって組織する。

(事 業)

第5条 本会は、その目的達成のため次の各号に掲げる事業を行なう。

- (1) 功労指導者への顕彰。
- (2) 会員相互の情報交換及び技術の研修。
- (3) 西日本ブロック教育部会への協力。
- (4) その他、本会の目的達成のための諸事業。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 10名以内
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、理事長、会計、監事は理事の互選によって選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 役員が、任期途中で退任した場合は、後任の役員は、前任者の任期を引き継ぐものとする。

(役員任務)

第9条 役員は、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。
- (3) 理事長は、理事会の議決に基づき会務を処理する。
- (4) 理事は、理事会を構成し、会務を処理する。
- (5) 会計は、本会の収支決算を行う。
- (6) 監事は、本会の収支決算について監査する。

(名誉会長)

第10条 本会に名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、本会の前会長であった者で、理事会において推挙する。
- 3 名誉会長は、理事会に出席し意見を述べるることができる。

(顧問)

第11条 本会に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、本会の元会長又は副会長であった者及び本会に特に功労のあった者とし、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長及び理事会の諮問に応ずる。

(会議)

第12条 本会の会議は、役員会、理事会、その他とし、会長が招集する。

- 2 理事会は、役員をもって構成し、会長は議長となる。ただし、会長は必要に応じて議長を指名することができる。
- 3 役員会は、理事を除く役員をもって構成し、会長は議長となる。ただし、会長は必要に応じて、議長を指名することができる。
- 4 定例理事会は、毎年春秋に開催する。ただし、本会運営上会長が必要と認めたとき、又は理事の2分の1以上の要求があったときは、臨時理事会を開催する。
- 5 春季理事会においては、本会の諸行事計画を審議し議決する。
- 6 秋季理事会においては、予算・決算の審議決定、収支決算報告、役員を選任、その他必要事項を議決する。
- 7 すべての会議は、役員総数の2分の1以上をもって成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を要する。

(会 計)

第 13 条 本会の経費は、会費及び寄付金その他をもってこれにあてる。

2 本会の会計年度は、毎年 8 月 1 日に始まり、翌年 7 月 31 日に終わる。

(会 費)

第 14 条 会費は、1 名につき年額 500 円とし、これを毎年 11 月末までに会員の属する県連ごとに SAJ 登録指導者数分を納入する。

(慶 弔)

第 15 条 本会の慶弔については、別に定める規程によりその意を表するものとする。

(会則の改廃)

第 16 条 この会則の改廃は理事会の議決による。

2 この会則施行上必要な細則は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

(定めのない事項)

第 17 条 この会則に定めのない事項については、その都度、会長、副会長、理事長で協議して決定し、後日、理事会に報告するものとする。

附則

この会則は、平成 29 年 8 月 1 日より施行する。

この会則は、平成 30 年 8 月 1 日より施行する。
